

令和3年3月2日招集

令和3年 第2回(3月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第4号	佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第5号	公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第6号	佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定について	6
議案第7号	佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第8号	佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第9号	佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第10号	佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第11号	佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第12号	佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第13号	佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	51

議案第14号	佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第15号	佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第16号	佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	60
議案第17号	佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第18号	佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第19号	佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第20号	財産の無償譲渡について（相川民話の館）	71
議案第21号	佐渡市辺地総合整備計画（令和元年度～令和3年度）の変更について	72
議案第22号	市道路線の認定について	73
議案第23号	令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第17号）について	74
議案第24号	令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について	74
議案第25号	令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について	74
議案第26号	令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）について	74
議案第27号	令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について	74
議案第28号	令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正	74

	予算（第3号）について	
議案第29号	令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について	74
議案第30号	令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について	74
議案第31号	令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第5号）について	74
議案第32号	令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について	74
議案第33号	令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について	74
議案第34号	令和3年度佐渡市一般会計予算について	74
議案第35号	令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	74
議案第36号	令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	74
議案第37号	令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について	74
議案第38号	令和3年度佐渡市小水力発電特別会計予算について	75
議案第39号	令和3年度佐渡市歌代の里特別会計予算について	75
議案第40号	令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	75
議案第41号	令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	75

議案第42号	令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	75
議案第43号	令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	75
議案第44号	令和3年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	75
議案第45号	令和3年度佐渡市病院事業会計予算について	75
議案第46号	令和3年度佐渡市水道事業会計予算について	75
議案第47号	令和3年度佐渡市下水道事業会計予算について	75

議案第4号

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例

佐渡市行政組織条例（令和元年佐渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「市民生活課」を
「市民生活課
医療対策課」に、
「地域振興課」を
「地域振興課
移住交流推進課」に改める。

第2条中

「市民生活課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 人権尊重施策に関する事。
- (3) 国民健康保険に関する事。
- (4) 国民年金に関する事。
- (5) 後期高齢者医療に関する事。
- (6) 消費者行政に関する事。
- (7) 医療に関する事。
- (8) 保健及び健康増進に関する事。」を

「市民生活課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 人権尊重施策に関する事。
- (3) 国民健康保険に関する事。
- (4) 国民年金に関する事。
- (5) 後期高齢者医療に関する事。
- (6) 消費者行政に関する事。
- (7) 医療に関する事。
- (8) 保健及び健康増進に関する事。

医療対策課

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 医療従事者確保に関すること。」に、

「 地域振興課

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 統計に関すること。
- (3) 交流及び定住に関すること。
- (4) 商工業振興に関すること。 」を

「 地域振興課

- (1) 地域振興に関すること。
 - (2) 統計に関すること。
 - (3) 商工業振興に関すること。
- 移住交流推進課
- (1) UIターンの促進に関すること。
 - (2) 企業誘致に関すること。 」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 5 号

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 2 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例（平成16年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(7) 社会福祉法人愛宕福社会

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第6号

佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定について

佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例

佐渡市両津文化会館条例（平成16年佐渡市条例第134号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年6月14日から施行する。

議案第7号

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険条例（平成16年佐渡市条例第213号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 2 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例

佐渡市畑野ゲートボール場条例（平成16年佐渡市条例第322号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
畑野ゲートボール場	佐渡市畑野甲226番地2
目黒町ゲートボール場	佐渡市目黒町561番地1
多田ゲートボール場	佐渡市多田262番地9
丸山ゲートボール場	佐渡市丸山580番地1

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 9 号

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 2 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例

佐渡市介護保険条例（平成16年佐渡市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

第7条第1項中「規定する合計所得金額」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の佐渡市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（保険料率の特例）

第3条 令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 22,300円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 37,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,000円

議案第10号

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 雑則（第203条）」の次に「・204条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「以下同じ」を「第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ」に改め、同項第6号中「以下同じ」を「第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ」に改め、同項第7号中「以下同じ」を「第47条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ」に改め、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において

行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん

延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報

を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型

訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」の次に「本文」を加え、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等か

らの通報を受けることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条中」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項、第35条並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第59条の12中「規程」の次に「(以下この節において「運営規程」という。)」を加え、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当た

って、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、「の報告を行い」を「を報告し」に改める。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項、第35条並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「、第29条」を「、第32条の2」に改め、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第59条の2」を「、第53条及び第59条の2」に、「第39条」を「第31条」に、「第34条において同じ。」を「第34条第1項において同じ。」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項、第35条並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第59条の9」を「第59条の9第4号」に、「及び第59条の13第3項中」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第59条の34中「指定療養通所介護事業所ごとに」の次に「、」を、「規程」の次に「(以下この節において「運営規程」という。)」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項、第35条並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第64条第1項中「事業所又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項中「、当該管理者は」を削り、「できるものとする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項、第35条並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指

定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加え、「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条第2項を次のように改める。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が時期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第59条の17まで」を「第59条の17」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条及び第35条中」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項、第35条並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下（サテライト型指定認知

症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条及び第35条中」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項、第35条並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条及び第35条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項、第35条並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護

老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」を「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第158条第6項中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生^{くわうせい}の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生^{くわうせい}の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加える。

第180条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メー

トル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ) a 及び b を削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有すものその他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「各号列記以外の部分」を削り、「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」を「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」に改める。

第191条第11項中「前項」を「第7項」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13中」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16

第2項第1号及び第3号中」に、「第89条、第97条及び第100条第2号」を「第89条及び第97条」に改める。

第203条を第204条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第6条中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)」に改める。

附則第10条から第12条まで及び附則第16条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第59条の12(新条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(地域密着型サービス事業者における感染症の予防のまん延の防止の為の措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項(新条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用に

については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項(新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第180条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の2(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生に係る経過措置)

第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第163条の3(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第175条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第171条第2項第3号(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定に関わらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

議案第11号

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第91条）の次に「・第92条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「次条第1項」を「次条」に改め、「事業所又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第79条において同じ。」を削り、「第44条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項中「、当該管理者は」を削り、「できるものとする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通

所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置

その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第

49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、「の報告を行い」を「を報告し」に改める。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効果的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第26条、第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第39条まで（第37条第4項を除く。）」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第

26条、第28条、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項、第33条第1項及び第2項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条」及び「、第28条、第32条並びに第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、「第88条第2号に規定する」及び「、当該計画作成担当者は」を削り、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担

当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条」を「から第39条まで(第37条第4

項及び第39条第5項を除く。)」に改め、「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第26条、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項、第33条第1項及び第2項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を「第2項中」に改め、「、第32条並びに第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第91条を第92条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが想定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をい

う。) によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(地域密着型介護予防サービス事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28

条第3項（第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第12号

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年佐渡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」

第5章 雑則（第34条）に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「求めることができること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を

活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講

じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

する。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第6条第2項」を「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。))が、介護保険法施行規

則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第6条第2項に、「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第2項に規定する」を「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第21条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅介護支援事業者における感染症の予防のまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めな

ければ」とする。

議案第13号

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年佐渡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」

第6章 雑則（第36条）に改める。

第4条第4項の次に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため

の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止

するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」と

いう。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（介護予防支援事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第14号

佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例

佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例（平成16年佐渡市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を削る。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第15号

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例（平成21年佐渡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号

佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の
制定について

佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次
のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例（平成17年佐渡市条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第17号

佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例

佐渡市露店市場管理条例（平成16年佐渡市条例第263号）の一部を次のように改正する。

別表中「(佐渡市新穂就業改善センター)」及び「(中町)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例

佐渡市漁港管理条例（平成16年佐渡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項中「130」を「150」に、「180」を「220」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐渡市漁港管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料について適用し、同日前における占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第19号

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

佐渡市道路占用料徴収条例（平成16年佐渡市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	540
	第2種電柱		830
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		480
	第2種電話柱		770
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		48
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	470
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	290
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	960
	郵便差出箱及び信書便差出箱		400
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,900
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	960	
法第32条第1項第2号の	外径が0.15m未満のも	長さ1mにつき1年	43

に掲げる物件	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		58	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		120	
	外径が0.4m以上1m未満のもの		290	
	外径が1m以上のもの		580	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1年	960
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		970	
	地下に設ける通路		580	
	その他のもの		960	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日
その他のもの		占有面積1㎡につき1月	190	
令第7条第1号に	看板(アーチである	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	190

掲げる物件	ものを除く。)	その他のもの	表示面積 1 m ² につき 1 年	1,900
	標識		1 本につき 1 年	770
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,900
		その他のもの		970
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 m ² につき 1 年	960
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.033 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 m ² につき 1 月	190
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				96
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 m ² につき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.023 を乗じて得た額
	地下 (トンネルの上の地下を除く。) に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額

令第7条 第9号に 掲げる施 設	の		た額
		階数が3以 上のもの	Aに0.01を 乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得 た額	
	建築物	Aに0.016 を乗じて得 た額	
	その他のもの	Aに0.012 を乗じて得 た額	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第20号

財産の無償譲渡について（相川民話の館）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積（㎡）	
相川民話の館	佐渡市北片辺 374番地	木造かわらぶき 平屋建	235	05

- 2 無償譲渡の相手方 佐渡市北片辺374番地
北片辺集落
総代 井野端 博

令和3年3月2日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第21号

佐渡市辺地総合整備計画(令和元年度～令和3年度)の変更について

佐渡市辺地総合整備計画(令和元年度～令和3年度)の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

(佐渡市辺地総合整備計画(令和元年度～令和3年度)(第3次変更)別紙添付)

議案第22号

市道路線の認定について

下記の路線を市道路線に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長（m）	幅員（m）
金井24号線	佐渡市大和 736番2地先	佐渡市千種 977番2地先	3042.6	8.7～22.7

令和3年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

- 議案第23号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第17号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第24号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第25号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第26号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第27号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第28号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第29号 令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）に
ついて（予算書別紙添付）
- 議案第30号 令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第31号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第5号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第32号 令和2年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）につい
て（予算書別紙添付）
- 議案第34号 令和3年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第35号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第36号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第38号 令和3年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第39号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第40号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第41号 令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第42号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第43号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第44号 令和3年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第45号 令和3年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第46号 令和3年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第47号 令和3年度佐渡市下水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第23号

《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第17号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、島内経済の回復に向けた対応及び学校教育活動の継続に要する経費を計上
- ・道路除雪事業の経費を増額計上
- ・国の令和2年度補正予算（第3号）に伴う事業の経費を計上
- ・その他の経費については、12月補正予算編成後の事由による必要な経費と不用額の見込みに伴う減額等を計上

2. 予算規模 （単位：千円）

補正前の額	54,123,114
補正額	△ 536,007
累計予算額	53,587,107

3. 財源内訳 （単位：千円）

国庫支出金	△ 22,958
（うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※ 173,085）	
県支出金	△ 473,268
市債	124,248
その他	△ 164,029

※第3次配分予定額：1,542,862千円

4. 主な補正項目 （単位：千円）

○島内経済の回復に向けた対応

（事業内容）

○【新規】住宅リフォーム支援事業（新型コロナ対策）【建設課】

補正額：81,778千円

住宅改修工事費に対して補助を行うことで、子育て世帯等の市民の生活と建築業者への間接的な支援を実施し、経済対策と住環境整備による空家化の未然防止を図る。

○【新規】滞在型観光促進事業（新型コロナ対策）【観光振興課】

補正額：59,454千円

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客を回復させ、佐渡島内の観光関連産業を維持するため、地域観光通貨を利用したオンライン予約による宿泊ポイントバックキャンペーンを実施する。

○学校教育活動の継続

（事業内容）

○【新規】学校教育活動継続支援事業（新型コロナ対策）【学校教育課】

補正額：28,400千円

学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費や、教職員の資質向上等に資する研修等に必要な経費を計上する。

- ・小学校 18,000千円、中学校 10,400千円

○道路除雪事業【建設課】

補正額：389,670

(事業内容)

- ・道路除雪の経費について増額計上

○国の補正予算に伴う事業

補正額：283,246

(事業内容)

○戸籍住民基本台帳費【市民生活課】	5,327 千円
・個人番号カード券面記載事項変更に関する経費を計上	
○県営農業農村整備事業【農林水産課】	74,065 千円
・県営中山間地域総合整備事業負担金 11,000 千円 (大小、吉井・潟端地区)	
・県営経営体育成基盤整備事業負担金 24,546 千円 (国府川左岸2期地区、羽茂沖地区、開田六区地区)	
・県営ため池等整備事業負担金 1,500 千円 (仲之入地区)	
・県営総合かんがい排水事業負担金 33,209 千円 (佐渡地区、潟端地区)	
・県営震災対策農業水利施設整備事業負担金 3,810 千円 (安養寺地区、尾嵩郷内地区、浜中地区、西野堤地区)	
○社会資本整備総合交付金事業(橋梁・舗装・その他修繕)【建設課】	30,200 千円
・市道舗装修繕等工事(椿尾1号線)	
○道路メンテナンス事業(橋梁その他修繕)【建設課】	85,800 千円
・測量設計業務委託料(熊野橋、関根橋、沢崎トンネル、枕状岩トンネル)	
・橋りょう修繕工事(和木2号橋、矢坪橋)	
○【再掲】滞在型観光促進事業(新型コロナ対策)【観光振興課】	59,454 千円
○【再掲】学校教育活動継続支援事業(新型コロナ対策)【学校教育課】	28,400 千円

議案第24号

《令和2年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 特定健康診査に係る会計年度任用職員の経費の減額計上
- ・ 一般被保険者に係る保険給付費の所要額の増額計上
- ・ 特定健康診査に係る経費の減額計上
- ・ 新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等の保険税減免に係る保険税還付金等の減額計上
- ・ 保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の確定等による財源更正

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	5,997,506
補正額	34,983
累計予算額	6,032,489

3. 財源内訳	(単位：千円)
国民健康保険税	59,978
国庫支出金	△32,694
県支出金	18,365
一般会計繰入金	△10,666

4. 補正内容	(単位：千円)
総務費	
一般管理費（人件費）	△2,977
保険給付費	57,000
保健事業費	
手数料	△400
特定健康診査委託料	△5,000
諸支出金	
一般被保険者保険税還付金	△13,640

議案第25号

《令和2年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上
- ・ 調定見込額の減に伴う現年度分保険料の減額を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	834,613
補正額	△19,242
累計予算額	815,371

3. 財源内訳

(単位：千円)

現年度分特別徴収保険料	△15,080
現年度分普通徴収保険料	△1,684
一般会計繰入金	△2,478

4. 補正項目

(単位：千円)

○後期高齢者医療広域連合納付金	
・ 保険料等負担金	△16,764
・ 基盤安定負担金	△2,478

議案第26号

《令和2年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免実績見込に伴う補正を計上
- ・地域支援事業の実績見込による補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,278,740
補正額	△5,350
累計予算額	9,273,390

3. 財源内訳

(単位：千円)

介護保険料	29,434
国庫支出金	△ 36,131
支払基金交付金	△ 193
県支出金	△ 520
財産収入	6
繰入金	2,376
諸収入	△ 322

4. 補正項目

(単位：千円)

地域支援事業費	補正額： △ 412
基金積立金	補正額： 6
諸支出金（第1号被保険者保険料還付金）	補正額： △ 4,944

議案第27号

《令和2年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入及び一般会計繰入金の補正を計上
- ・ 一般管理費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	487,644
補正額	<u>△ 4,450</u>
累計予算額	483,194

3. 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△ 16,779
県支出金	△ 374
一般会計繰入金	12,703

4. 補正項目

(単位：千円)

特別養護老人ホーム費	
・ 一般管理費	補正額： △ 4,450

議案第28号

《令和2年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入及び一般会計繰入金の補正を計上
- ・ 一般管理費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	660,566
補正額	△ 7,565
累計予算額	653,001

3. 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△ 66,901
一般会計繰入金	59,336

4. 補正項目

(単位：千円)

介護老人保健施設費	
・ 一般管理費	補正額： △ 7,565

議案第29号

《令和2年度 佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

造林事業費の減額を計上するもの

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	3,347
補正額	<u>△3,090</u>
累計予算額	257

3. 財源内訳

（単位：千円）

諸収入（造林事業受託収入）	△3,090
---------------	--------

4. 補正項目

（単位：千円）

造林事業費（造林事業委託料）	△3,090
----------------	--------

議案第30号

《令和2年度 佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）概要》

1. 補正予算について

造林事業費の減額を計上するもの

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	3,822
補正額	<u>△2,428</u>
累計予算額	1,394

3. 財源内訳

（単位：千円）

諸収入（受託事業収入）	△2,428
-------------	--------

4. 補正項目

（単位：千円）

造林事業費（造林事業委託料）	△2,428
----------------	--------

議案第 3 1 号

《令和 2 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 5 号）概要》

【令和 2 年度補正予算（第 5 号）（病院事業全体）】

- ・ 予算上の収支は、359,047 千円の赤字予算
- ・ 入院・外来収益について、12 月までの実績を考慮し、患者数等の見込みを修正して補正減
- ・ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を補正増
- ・ 材料費について、薬品・診療材料等の実績見込みによる補正減
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 5 号	補正後
収入	1,544,091	7,073	1,551,164
支出	1,953,032	△42,821	1,910,211
収支	△408,941	49,894	△359,047

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 5 号	補正後	既決予定額	補正 5 号	補正後
収入	1,160,482	28,707	1,189,189	383,609	△21,634	361,975
支出	1,410,100	△40,012	1,370,088	542,932	△2,809	540,123
収支	△249,618	68,719	△180,899	△159,323	△18,825	△178,148

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 5 号	補正後
収入	194,672	20,655	215,327
支出	90,678	△1,153	89,525
収支	103,994	21,808	125,802

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 5 号	補正後	既決予定額	補正 5 号	補正後
収入	65,928	912	66,840	128,744	19,743	148,487
支出	50,934	0	50,934	39,744	△1,153	38,591
収支	14,994	912	15,906	89,000	20,896	109,896

【両津病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 28,707 千円 ・ 収益的支出 △40,012 千円
 ・ 資本的収入 912 千円

- [主な内容] ・ 給与費について、随時採用できなかった看護師 3 名分を補正減
 ・ 新両津病院基本設計等の業務委託料の補正減

【相川病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 △21,634 千円 ・ 収益的支出 △2,809 千円
 ・ 資本的収入 19,743 千円 ・ 資本的支出 △1,153 千円

- [主な内容] ・ 給与費について、随時採用できなかった看護師 1 名、X 線技師 1 名分を補正減
 ・ 運転資金の不足により一般会計補助金の補正増

議案第32号

《令和2年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 施設改良費の減額に伴う収支の補正を計上
- ・ 減価償却費と長期前受金戻入益の補正及び過年度損益の補正を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

・ 収益的収支

	収入	補正前の額	2,742,439		支出	補正前の額	2,732,907
		補正額	364,257			補正額	210,824
		累計予算額	3,106,696			累計予算額	2,943,731

・ 資本的収支

	収入	補正前の額	1,281,999		支出	補正前の額	2,047,209
		補正額	△67,592			補正額	△43,923
		累計予算額	1,214,407			累計予算額	2,003,286

3. 主な財源内訳（資本的収支）

（単位：千円）

・ 企業債	△20,900
・ 国庫補助金等	△3,192
・ 工事負担金	△43,500
・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	23,669

4. 主な補正項目

（単位：千円）

○ 収益的収支

	収入	： 長期前受金戻入益	△40,216			413,755
		過年度損益修正益	413,755			△79,000
	支出	： 減価償却費	△79,000			296,887
		過年度損益修正損	296,887			

○ 資本的収支

	収入	： 企業債ほか	△67,592			△43,923
	支出	： 施設改良費	△43,923			

議案第 33 号

《令和 2 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 国の補正予算（第 3 号）に伴う汚水管渠工事費等の補正を計上
- ・ 地方公営企業会計移行に伴う有形固定資産額の補正を計上
- ・ 12 月補正予算編成後の必要な経費と不要額の見込みに伴う増減を計上

2. 予算規模

・ 収益的収支		（単位：千円）	
収入	補正前の額 3,552,641	支出	補正前の額 3,352,389
	<u>補正額</u> $\Delta 15,577$		<u>補正額</u> 45,613
	累計予算額 3,537,064		累計予算額 3,398,002
・ 資本的収支			
収入	補正前の額 1,660,141	支出	補正前の額 2,433,762
	<u>補正額</u> 84,275		<u>補正額</u> 84,113
	累計予算額 1,744,416		累計予算額 2,517,875

3. 主な補正内容

（単位：千円）

○収益的収支

・ 収入	：	補助金	・・・・・・・・	$\Delta 2,175$
		長期前受金戻入益	・・・・・・・・	$\Delta 662$
		消費税及び地方消費税還付金	・・・・・・・・	$\Delta 12,740$
・ 支出	：	総係費	・・・・・・・・	$\Delta 1,712$
		減価償却費	・・・・・・・・	$\Delta 3,999$
		消費税及び地方消費税	・・・・・・・・	49,900
		その他特別損失	・・・・・・・・	2,211

○資本的収支

・ 収入	：	企業債	・・・・・・・・	42,100
		国庫補助金等	・・・・・・・・	42,175
・ 支出	：	下水道施設改良費	・・・・・・・・	83,493
		漁業集落排水施設改良費	・・・・・・・・	620

議案第35号

《令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について
平成30年度からの国民健康保険制度改革後の新たな財政運営の仕組みのもと、県が決定する事業費納付金等を踏まえ編成を行った。
2. 財政の仕組み
市は事業費納付金を県に納付し、保険給付に必要な費用は県が市に支払うこととなる。
3. 予算規模
予算総額 5,854,000千円（対前年比 △108,000千円 1.8%減）
4. 事業費納付金の内訳
 - ・医療分 909,314千円（対前年比 △63,797千円 6.6%減）
 - ・後期分 346,946千円（対前年比 △17,848千円 4.9%減）
 - ・介護分 114,420千円（対前年比 △20,213千円 15.0%減）

主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

（単位：千円）

項目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	1,043,022	1,116,552	△ 73,530	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分、滞納繰越分保険税
国庫支出金	1	2	△ 1	災害臨時特例補助金
県支出金	4,376,744	4,377,608	△ 864	保険給付費等交付金
財産収入	3	26	△ 23	財政調整基金利子
繰入金	430,905	464,489	△ 33,584	保険基盤繰入金、職員給与費等繰入金、出産一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金
その他歳入	3,325	3,323	2	手数料、前年度繰越金、延滞金、返納金
合計	5,854,000	5,962,000	△ 108,000	

〈歳出〉

（単位：千円）

項目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	77,113	88,864	△ 11,751	人件費、一般管理費
保険給付費	4,320,360	4,323,373	△ 3,013	療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金
国民健康保険事業費納付金	1,370,680	1,472,538	△ 101,858	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分事業費納付金
保健事業費	73,662	64,987	8,675	特定健康診査等事業費、保健衛生普及費、疾病予防費、保健指導事業費
基金積立金	3	26	△ 23	財政調整基金積立金
その他歳出	8,682	8,712	△ 30	保険税還付金、一時借入金利子
予備費	3,500	3,500	0	
合計	5,854,000	5,962,000	△ 108,000	

議案第36号

《令和3年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上し編成。

2. 予算規模

予算総額 824,800 千円(前年比 1,600千円 0.19%増)

3. 主な歳入歳出の内容

＜歳入＞

(単位：千円)

項目名	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備考
後期高齢者医療保険料	563,710	560,715	2,995	現年度保険料 過年度滞納繰越分保険料
使用料及び手数料	101	101	0	納付証明手数料 督促手数料
国庫支出金	0	0	0	
繰入金	249,664	249,295	369	人間ドック助成費用の一部を佐渡市で 新規負担
繰越金	1	1	0	
諸収入	11,324	13,088	△ 1,764	後期高齢者医療広域連合人件費負担金 人間ドック費用助成補助金
合計	824,800	823,200	1,600	

＜歳出＞

(単位：千円)

項目名	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	33,429	32,607	822	人件費(3名分) 事務費
後期高齢者医療 広域連合納付金	790,320	789,542	778	保険料負担金 基盤安定負担金(県3/4 市1/4)
諸支出金	1,051	1,051	0	過年度保険料還付金 保険料還付加算金
合計	824,800	823,200	1,600	

4. 令和3年度保険料率について

- ・均等割額 40,400円
- ・所得割率 7.84%

5. 人間ドック費用助成について

- ・令和3年度より特別対策補助金が廃止となり、健康診査委託料と同額が補助される。
10,000円/人→6,199円/人となり、差額分を佐渡市で負担することで10,000円助成を継続

議案第37号

《令和3年度 佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

被保険者数、保険給付及び地域支援事業の動向等を踏まえ必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 9,073,500千円 (対前年比 49,900千円 0.6%増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備考
介護保険料	1,406,294	1,467,123	△ 60,829	第1号被保険者保険料
国庫支出金	2,415,069	2,414,358	711	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
支払基金交付金	2,329,286	2,303,361	25,925	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金
県支出金	1,298,011	1,282,881	15,130	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
繰入金	1,615,981	1,540,375	75,606	一般会計繰入金 介護給付費準備基金繰入金
その他の歳入	8,859	15,502	△ 6,643	事業所指定等手数料 地域支援事業利用者負担金
合計	9,073,500	9,023,600	49,900	

<歳出>

(単位：千円)

項目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	141,661	174,182	△ 32,521	人件費 一般管理費及び介護認定事務費等
保険給付費	8,442,542	8,346,594	95,948	介護サービス給付費 介護予防サービス給付費
地域支援事業費	484,331	497,740	△ 13,409	人件費 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業、任意事業
基金積立金	6	31	△ 25	介護給付費準備基金積立金
公債費	1	1	0	一時借入金利息
諸支出金	1,959	2,052	△ 93	第1号被保険者保険料還付金等
予備費	3,000	3,000	0	
合計	9,073,500	9,023,600	49,900	

議案第38号

《令和3年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

令和3年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2. 予算規模

(単位：千円)

当初予算額 35,000

3. 財源および歳出内訳

財源

歳出

(単位：千円)

発電売電料収入 . . .	34,999	発電事業費 . . .	35,000
その他財源 . . .	1		

4. 主な事業

(単位：千円)

○小水力発電特別会計【農林水産課】予算額 : 35,000千円

(事業内容)

発電事業費

○光熱水費	240千円
○修繕料	400千円
○手数料	158千円
○施設管理業務委託料	987千円
○水利使用料	156千円
○基金積立金	8,236千円
・施設修繕積立金	1,815千円
・施設更新積立金	6,420千円
・基金利子積立金	1千円
○消費税	1,500千円
○一般会計繰出金	23,323千円
・基幹水利施設管理費	14,073千円
・施設整備費返済金	9,250千円

議案第39号

《令和3年度 佐渡市歌代の里特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人福祉施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 464,200千円 (対前年比 △ 1,900千円 0.4%減)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項 目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備 考
サービス収入	431,420	432,382	△ 962	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	230	165	65	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
財産収入	1	1	0	財産運用収入
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	28,728	28,434	294	一般会計繰入金
繰越金	3,000	3,000	0	繰越金
諸収入	819	2,116	△ 1,297	雑入
合 計	464,200	466,100	△ 1,900	

<歳出>

(単位：千円)

項 目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備 考
特別養護老人ホーム費	463,199	465,099	△ 1,900	施設費 介護サービス費
諸支出金	1	1	0	
予備費	1,000	1,000	0	
合 計	464,200	466,100	△ 1,900	

議案第40号

《令和3年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人保健施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 604,200千円 (対前年比 △ 31,900千円 5.1%減)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項 目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備 考
サービス収入	424,870	434,122	△ 9,252	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	174	167	7	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	174,482	177,398	△ 2,916	一般会計繰入金
繰越金	4,000	4,000	0	繰越金
諸収入	672	511	161	雑入
市債	0	19,900	△ 19,900	市債
合 計	604,200	636,100	△ 31,900	

<歳出>

(単位：千円)

項 目	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	差引増減	備 考
介護老人保健施設費	520,099	552,002	△ 31,903	施設費 介護サービス費
公債費	83,700	83,697	3	地方債償還金
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合 計	604,200	636,100	△ 31,900	

議案第41号

《令和3年度 佐渡市五十里財産区特別会計予算 概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■五十里財産区特別会計 190

- ・主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入181） 185

- ・主な事業

財産区管理会の運営 132

(事業内容)

財産区管理会を年間2回開催し、山林整備等について協議を行う。

議案第42号

《令和3年度 佐渡市二宮財産区特別会計予算 概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■二宮財産区特別会計 3,331

・主な財源内訳

財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 171） 174

諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090） 3,091

・主な事業

分収造林事業（主なもの：造林保育事業） 3,090

(事業内容)

財産区管理会を年間3回開催し、山林整備等について協議を行う。

(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。

議案第43号

《令和3年度 佐渡市新畑野財産区特別会計予算 概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■新畑野財産区特別会計	<u>3,554</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：物品売払収入 200）	286
諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090）	3,091
・主な事業	
分収造林事業（主なもの：造林保育事業）	3,090
(事業内容)	

財産区管理会を年間2回開催し、山林整備等について協議を行う。

(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。

議案第44号

《令和3年度 佐渡市真野財産区特別会計予算 概要》

1. 予算について

- ・財産区管理会運営費を計上
- ・造林事業費を計上

2. 予算規模及び主な事業

(単位：千円)

■真野財産区特別会計	<u>3,361</u>
・主な財源内訳	
財産収入（主なもの：土地建物貸付収入 173）	176
諸収入（主なもの：造林事業受託収入 3,090）	3,091
・主な事業	
分収造林事業（主なもの：造林保育事業）	3,090

(事業内容)

財産区管理会を年間3回開催し、山林整備等について協議を行う。

(独) 森林総合研究所 森林整備センターとの分収造林契約地の森林整備。

議案第 4 5 号

《令和 3 年度 佐渡市病院事業会計予算 概要》

【令和 3 年度予算額（病院事業全体）】

○予算上の収益的収支は、401,765 千円の赤字予算

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	R 2 当初	R 3 当初	比較増減
収入	1,507,293	1,485,831	△21,462
支出	1,956,179	1,887,596	△68,583
収支	△448,886	△401,765	47,121

	両津病院			相川病院		
	R 2 当初	R 3 当初	比較増減	R 2 当初	R 3 当初	比較増減
収入	1,130,600	1,114,229	△16,371	376,693	371,602	△5,091
支出	1,408,983	1,338,558	△70,425	547,196	549,038	1,842
収支	△278,383	△224,329	54,054	△170,503	△177,436	△6,933

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	R 2 当初	R 3 当初	比較増減
収入	156,238	845,040	688,802
支出	40,956	723,916	682,960
収支	115,282	121,124	5,842

	両津病院			相川病院		
	R 2 当初	R 3 当初	比較増減	R 2 当初	R 3 当初	比較増減
収入	51,624	745,418	693,794	104,614	99,622	△4,992
支出	25,342	714,294	688,952	15,614	9,622	△5,992
収支	26,282	31,124	4,842	89,000	90,000	1,000

【両津病院】

1 編成方針

- ・現在の医療水準を維持した上で、患者数確保と診療報酬加算の継続に努める。しかし、地区人口が減少しており、またコロナ渦による受診控えが続くものと予想されるため、外来収益は減少を見込まざるをえない。
- ・収支の改善を図るため、経費の削減に努める。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、224,329 千円の赤字予算
- ・病床利用率に関しては、60 床の 91.0%で算出
- ・作業療法士及び社会福祉士を増員し、地域包括ケア病床の導入に努める。また、随時募集採用分として看護師 3 名、臨床検査技師 1 名分を計上する。
- ・新病院建設に向け、両津文化会館解体工事費、病院実施設計業務委託費等を計上する。

【相川病院】

1 編成方針

- ・医療区分の高い入院患者の割合増加に努める。しかし、地区人口の減少とコロナ渦による受診控えによる患者数の減少が著しく、収益の減少を見込まざるをえない。
- ・収支の改善を図るため、人件費の抑制、経費の削減に努める。

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、177,436 千円の赤字予算
- ・病床利用率に関しては、52 床の 67.3%で算出
- ・随時募集採用分として看護師 1 名、X線技師 1 名分を計上する。

《令和3年度 佐渡市水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支では、高料金対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、水道事業債の借入を抑制し、水道事業会計の健全経営を目指す。
- ・主な建設改良事業としては、老朽管更新事業、配水管敷設替事業及び施設増改良事業を実施し、有収率向上と安心安全な水道水の安定供給を図る。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,583,003	当初予算額	2,207,694
前年度当初予算額	2,743,039	前年度当初予算額	2,021,320
予算額増減	△160,036	予算額増減	186,374

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		(2) 資本的収入及び支出	
・水道事業収益	2,583,003	・資本的収入	1,460,556
営業収益	1,409,148	企業債	640,000
営業外収益	1,173,853	国庫補助金	320,250
特別利益	2	工事負担金	167,800
・水道事業費用	2,583,003	出資金	332,506
営業費用	2,359,833	・資本的支出	2,207,694
営業外費用	222,469	建設改良費	1,315,607
特別損失	101	企業債償還金	892,087
予備費	600		

4. 主な事業

(単位：千円)

○工事請負費

・老朽管更新事業	(新穂、畑野、真野、小木地区)	546,000
・配水管等敷設(替)事業	(市内一円)	325,450
・施設増改良事業	(両津、金井地区ほか)	249,500

○営業費用

・原水及び浄水費	557,400
・配水及び給水費	246,499
・総係費	237,206

議案第 47号

《令和3年度 佐渡市下水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

・収益的収支では、高資本費等の対策として一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支では、国庫補助の活用により、一般会計からの繰入金を抑制し、下水道事業会計の健全経営を目指す。

・主な建設改良事業としては、污水管渠工事、雨水管渠工事、処理施設工事を実施し、公共水域の保全と浸水対策に努める。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	3,444,414	当初予算額	2,254,523
前年度当初予算額	3,412,157	前年度当初予算額	2,413,084
予算額増減	32,257	予算額増減	△158,561

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		(2) 資本的収入及び支出	
○下水道事業収益	3,479,718	○資本的収入	1,540,224
営業収益	738,402	企業債	700,800
営業外収益	2,741,314	国庫補助金等	341,067
特別利益	2	受益者負担金等	8,513
○下水道事業費用	3,444,414	他会計補助金	489,844
営業費用	3,129,679	○資本的支出	2,254,523
営業外費用	313,634	建設改良費	827,670
特別損失	101	企業債償還金	1,354,239
予備費	1,000	負担金長期未払金	72,614

4. 主な事業

(単位：千円)

○建設改良費	
・污水管渠工事	546,000
・雨水管渠工事	81,500
・処理施設工事	26,000
○営業費用	
・管渠費	105,255
・処理場費	520,023
・ポンプ場費	48,394
・農業集落排水費	6,766
・漁業集落排水費	37,276
・総係費	175,323